

雇用保険設置手続きについて

○手続きの流れ

1. 名古屋東公共職業安定所にて雇用保険適用事業所の手続き

○お持ちいただく確認書類

□事業所の所在、事業内容の確認できる書類 コピーでも可

《法人》

- ・履歴事項全部証明書 ※設置届に法人番号の記載があれば省略可能

所在地が履歴事項全部証明書と異なる場合

↳ 「賃貸借契約書」「公共料金請求書」など所在地の確認できるもの

《個人事業主》

- ・事業主住民票または運転免許証、マイナンバーカード
+
- ・事業所名（屋号）と住所が確認できる書類（開業届、最近の確定申告など）

□労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など（どれか一つ）

□労働保険関係成立届

□労働保険概算保険料申告書

□雇用保険適用事業所設置届

□雇用保険被保険者資格取得届（または転勤届）

- ・被保険者の個人番号、雇用保険被保険者番号（前職で雇用保険に加入していた場合）

二元適用事業とは労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別々に取り扱い、保険料の申告納付等を、それぞれの保険関係ごとに別々に行う事業で、次に該当するものです。

- ① 都道府県および市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業
- ② 農林水産の事業
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）において港湾運送の行為を行う事業